

(参照法令一覧)

○ 商法 (明治三十二年法律第四十八号) (抄)	1
○ 刑法 (明治四十年法律第四十五号) (抄)	1
○ 弁護士法 (昭和二十四年法律第二百五号) (抄)	1
○ 民事調停法 (昭和二十六年法律第二百二十二号) (抄)	1
○ 預金保険法 (昭和四十六年法律第三十四号) (抄)	2
○ 農水産業協同組合貯金保険法 (昭和四十八年法律第五十三号) (抄)	2
○ 仮登記担保契約に関する法律 (昭和五十三年法律第七十八号) (抄)	3
○ 銀行法 (昭和五十六年法律第五十九号) (抄)	3
○ 貸金業法 (昭和五十八年法律第三十二号) (抄)	4
○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) (抄)	4
○ 保険業法 (平成七年法律第五号) (抄)	4
○ 民事訴訟法 (平成八年法律第九号) (抄)	5
○ 債権管理回収業に関する特別措置法 (平成十年法律第二百二十六号) (抄)	12
○ 総務省設置法 (平成十一年法律第九十一号) (抄)	12
○ 独立行政法人通則法 (平成十一年法律第三百三号) (抄)	12
○ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律 (平成十一年法律第五百五十八号) (抄)	13
○ 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) (抄)	13
○ 会社更生法 (平成十四年法律第五百四十四号) (抄)	15
○ 破産法 (平成十六年法律第七十五号) (抄)	17
○ 会社法 (平成十七年法律第八十六号) (抄)	18
○ 非訟事件手続法 (平成二十三年法律第五十一号) (抄) ※民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和五年法律第五十三号) 第三百四条の規定による改正後	20

○ 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（抄）		26
○ 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）（抄）		28
○ 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）（抄）		28

○商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）
（略）

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）
（すべての者の国外犯）

第二条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。

一 削除

二 第七十七条から第七十九条まで（内乱、予備及び陰謀、内乱等幫助）の罪

三 第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）、第八十七条（未遂罪）及び第八十八条（予備及び陰謀）の罪

四 第四百八条（通貨偽造及び行使等）の罪及びその未遂罪

五 第五百十四条（詔書偽造等）、第五百五十五条（公文書偽造等）、第五百七条（公正証書原本不実記載等）、第五百八条（偽造公文書行使等）及び公務所又は公務員によって作られるべき電磁的記録に係る第六十一条の二（電磁的記録不正作出及び供用）の罪

六 第六十二条（有価証券偽造等）及び第六十三条（偽造有価証券行使等）の罪

七 第六十三条の二から第六十三条の五まで（支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪）の罪

八 第六十四条から第六十六条まで（御璽偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、公記号偽造及び不正使用等）の罪並びに第六十六条第二項、第六十五条第二項及び第六十六条第二項の罪の未遂罪

○弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）（抄）
（略）

○民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）（抄）
（調停機関）

第五条 裁判所は、調停委員会で調停を行う。ただし、裁判所が相当であると認めるときは、裁判官だけでこれを行うことができる。

2 （略）

○預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（以下「銀行」という。）

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行（以下「長期信用銀行」という。）

三 信用金庫

四 信用協同組合

五 労働金庫

六 信用金庫連合会

七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会（以下「信用協同組合連合会」という。）

八 労働金庫連合会

九 株式会社商工組合中央金庫

23（略）

○農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「農水産業協同組合」とは、次に掲げる者をいう。

一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合

二 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会

三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合

四 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会

五 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合

六 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

七 農林中央金庫

2ゝ10 (略)

○仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）（抄）

（物上代位）

第四条 第二条第一項に規定する場合において、債権者のために土地等の所有権の移転に関する仮登記がされているときは、その仮登記（以下「担保仮登記」という。）後に登記（仮登記を含む。）がされた先取特権、質権又は抵当権を有する者は、その順位により、債務者等が支払を受けるべき清算金（同項の規定による通知に係る清算金の見積額を限度とする。）に対しても、その権利を行うことができる。この場合には、清算金の払渡し前に差押えをしなければならない。

2・3 (略)

（根担保仮登記の効力）

第十四条 仮登記担保契約で、消滅すべき金銭債務がその契約の時に特定されていないものに基づく担保仮登記は、強制競売等においては、その効力を有しない。

（土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用）

第二十条 第二条から前条までの規定は、仮登記担保契約で、土地等の所有権以外の権利（先取特権、質権、抵当権及び企業担保権を除く。）の取得を目的とするものについて準用する。

○銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（営業の免許）

第四条 銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

2ゝ5 (略)

（業務の範囲）

第十条 (略)

2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。

一ゝ七 (略)

八 銀行その他金融業を行う者（外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）を除く。）の業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介（内閣府令で定めるものに限る。）

八の二（二十一）（略）

三（十）（略）

○貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）（抄）

（定義）

第二条（略）

二 この法律において「貸金業者」とは、次条第一項の登録を受けた者をいう。

三（二十三）（略）

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一（五）（略）

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七（八）（略）

○保険業法（平成七年法律第五号）（抄）

（定義）

第二条（略）

二 この法律において「保険会社」とは、第三条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて保険業を行う者をいう。

三（六）（略）

七 この法律において「外国保険会社等」とは、外国保険業者のうち第百八十五条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

八（四十二）（略）

(供託)

第二百二十三条 第二百十九条第一項の免許を受けた特定法人（以下「免許特定法人」という。）は、日本における保険契約者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める額の金銭を、日本における主たる店舗の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 12 (略)

○民事訴訟法（平成八年法律第百九号）（抄）

第一編 総則

第三章 当事者

第四節 訴訟代理人及び補佐人

(訴訟代理人の資格)

第五十四条 法令により裁判上の行為をすることが出来る代理人のほか、弁護士でなければ訴訟代理人となることができない。ただし、簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができる。

2 (略)

第五章 訴訟手続

第一節 訴訟の審理等

(秘密保護のための閲覧等の制限)

第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分に係る訴訟記録の閲覧等（非電磁的訴訟記録の閲覧等又は電磁的訴訟記録の閲覧等をいう。第百三十三条第三項において同じ。）（以下この条において「秘密記載部分の閲覧等」という。）の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。

一 訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）が記載され、又は記録されていること。

2 前項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、第三者は、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができない。

3 秘密記載部分の閲覧等の請求をしようとする第三者は、訴訟記録の存する裁判所に対し、第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに

至ったことを理由として、同項の決定の取消しの申立てをすることができる。

4 第一項の申立てを却下した裁判及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5 第一項の決定を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

6 第一項の申立て（同項第一号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。次項及び第八項において同じ。）があつた場合において、当該申立て後に第三者がその訴訟への参加をしたときは、裁判所書記官は、当該申立てをした当事者に対し、その参加があつた旨を通知しなければならない。ただし、当該申立てを却下する裁判が確定したときは、この限りでない。

7 前項本文の場合において、裁判所書記官は、同項の規定による通知があつた日から二週間を経過する日までの間、その参加をした者に第一項の申立てに係る秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。ただし、第三百三十三条の二第二項の申立てがされたときは、この限りでない。

8 前二項の規定は、第六項の参加をした者に第一項の申立てに係る秘密記載部分の閲覧等をさせることについて同項の申立てをした当事者の全ての同意があるときは、適用しない。

9 裁判所は、第一項の申立て（同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。次項において同じ。）があつた場合において、当該申立てに係る営業秘密がその訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため特に必要があると認めるときは、電磁的訴訟記録中当該営業秘密が記録された部分につき、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的訴訟記録から消去する措置その他の当該営業秘密の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができる。

10 前項の規定による電磁的訴訟記録から消去する措置が講じられた場合において、その後第一項の申立てを却下する裁判が確定したとき、又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときは、裁判所書記官は、当該営業秘密が記載され、又は記録された部分をファイルに記録しなければならない。

第六章 訴えの提起前における証拠収集の処分等

（訴えの提起前における証拠収集の処分）

第三百三十二条の四 裁判所は、予告通知者又は前条第一項の返答をした被告予告通知者の申立てにより、当該予告通知に係る訴えが提起された場合の立証が必要であることが明らかな証拠となるべきものについて、申立人がこれを自ら収集することが困難であると認められるときは、その予告通知又は返答の相手方（以下この章において単に「相手方」という。）の意見を聴いて、訴えの提起前に、その収集に係る次に掲げる処分をすることができる。ただし、その収集に要すべき時間又は囑託を受けるべき者の負担が不相当なものとなることその他の事情により、相当でないと認めるときは、この限りでない。

一 文書(第二百三十一条に規定する物件を含む。以下この章において同じ。)の所持者にその文書の送付を嘱託し、又は電磁的記録を利用する権限を有する者にその電磁的記録の送付を嘱託すること。

二 必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体(次条第一項第二号において「官公署等」という。)に嘱託すること。

三 専門的な知識経験を有する者にその専門的な知識経験に基づく意見の陳述を嘱託すること。

四 執行官に対し、物の形状、占有関係その他の現況について調査を命ずること。

234 (略)

第七章 電子情報処理組織による申立て等

(電子情報処理組織による申立て等)

第三百三十二条の十 民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述(以下「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この章において同じ。)をもつてするものとされているものであって、裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該書面等に記載すべき事項をファイルに記録する方法により行うことができる。

2 前項の方法によりされた申立て等(以下この条において「電子情報処理組織を使用する申立て等」という。)については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 電子情報処理組織を使用する申立て等は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る事項がファイルに記録された時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することを含む。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 電子情報処理組織を使用する申立て等がされたときは、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る送達は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る法令の規定にかかわらず、当該電子情報処理組織を使用する申立て等によりファイルに記録された事項に係る電磁的記録

の送達によってする。

6 前項の方法により行われた電子情報処理組織を使用する申立て等に係る送達については、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に関する法令の規定に規定する送達の方法により行われたものとみなして、当該送達に関する法令その他の当該電子情報処理組織を使用する申立て等に関する法令の規定を適用する。

(電子情報処理組織による申立て等の特例)

第百三十二条の十一 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事件の申立て等をするときは、前条第一項の方法により、これを行わなければならない。ただし、口頭ですることができる申立て等について、口頭でするときは、この限りでない。

- 一 訴訟代理人のうち委任を受けたもの(第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となったものを除く。)
 - 二 国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第百九十四号)第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項、第六条の三第四項若しくは第五項又は第七条第三項の規定による指定を受けた者
- 当該指定の対象となった事件

三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十三条第一項の規定による委任を受けた職員 当該委任を受けた事件

2 前項各号に掲げる者は、第百九条の二第一項ただし書の届出をしなければならない。

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる者が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができない場合には、適用しない。

(書面等による申立て等)

第百三十二条の十二 申立て等が書面等により行われたとき(前条第一項の規定に違反して行われたときを除く。)は、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項(次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。)をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

- 一 当該申立て等に係る書面等について、当該申立て等とともに第九十二条第一項の申立て(同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。)がされた場合において、当該書面等に記載された営業秘密がその訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため裁判所が特に必要があると認めるとき(当該同項の申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。)
- 当該書面等に記載された営業秘密

二 書面等により第百三十三条第二項の規定による届出があった場合 当該書面等に記載された事項

三 当該申立て等に係る書面等について、当該申立て等とともに第三百三十三条の二第二項の申立てがされた場合において、裁判所が必要があると認めるとき（当該同項の申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。） 当該書面等に記載された同項に規定する秘匿事項記載部分

2 前項の規定によりその記載された事項がファイルに記録された書面等による申立て等に係る送達は、当該申立て等に係る法令の規定にかかわらず、同項の規定によりファイルに記録された事項に係る電磁的記録の送達をもって代えることができる。

3 前項の方法により行われた申立て等に係る送達については、当該申立て等に関する法令の規定に規定する送達の方法により行われたものとなして、当該送達に関する法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

（書面等に記録された事項のファイルへの記録等）

第三百三十二条の十三 裁判所書記官は、前条第一項に規定する申立て等に係る書面等のほか、民事訴訟に関する手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項（次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。）をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

一 当該書面等又は当該記録媒体について、これらの提出とともに第九十二条第一項の申立て（同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。）がされた場合において、当該書面等若しくは当該記録媒体に記載され、若しくは記録された営業秘密がその訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため裁判所が特に必要があると認めるとき（当該申立てが却下されたとき又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。） 当該書面等又は当該記録媒体に記載され、又は記録された営業秘密

二 当該記録媒体を提出する方法により次条第二項の規定による届出があった場合 当該記録媒体に記載された事項

三 当該書面等又は当該記録媒体について、これらの提出とともに第三百三十三条の二第二項の申立てがされた場合において、裁判所が必要があると認めるとき（当該申立てが却下されたとき又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。） 当該書面等又は当該記録媒体に記載され、又は記録された同項に規定する秘匿事項記載部分

四 第三百三十三条の三第一項の規定による決定があった場合において、裁判所が必要があると認めるとき（当該決定を取り消す裁判が確定したときを除く。） 当該決定に係る書面等及び電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録された事項

第八章 当事者に対する住所、氏名等の秘匿

（申立人の住所、氏名等の秘匿）

第百三十三条 申立て等をする者又はその法定代理人の住所、居所その他その通常所在する場所（以下この項及び次項において「住所等」という。）の全部又は一部が当事者に知られることによつて当該申立て等をする者又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があつた場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができ、申立て等をする者又はその法定代理人の氏名その他当該者を特定するに足りる事項（次項において「氏名等」という。）についても、同様とする。

2 前項の申立てをするときは、同項の申立て等をする者又はその法定代理人（以下この章において「秘匿対象者」という。）の住所等又は氏名等（次条第二項において「秘匿事項」という。）その他最高裁判所規則で定める事項を書面その他最高裁判所規則で定める方法により届け出なければならぬ。

3 第一項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該申立てに係る秘匿対象者以外の者は、訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）中前項の規定による届出に係る部分（次条において「秘匿事項届出部分」という。）について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）の請求をすることができない。

4 第一項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5 裁判所は、秘匿対象者の住所又は氏名について第一項の決定（以下この章において「秘匿決定」という。）をする場合には、当該秘匿決定において、当該秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項を定めなければならない。この場合において、その事項を当該事件並びにその事件についての反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する手続において記載し、又は記録したときは、この法律その他の法令の規定の適用については、当該秘匿対象者の住所又は氏名を記載し、又は記録したものとみなす。

（秘匿決定があつた場合における閲覧等の制限の特則）

第百三十三条の二 秘匿決定があつた場合には、秘匿事項届出部分に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限る。

2 前項の場合において、裁判所は、申立てにより、決定で、訴訟記録等中秘匿事項届出部分以外のものであつて秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載され、又は記録された部分（以下この条において「秘匿事項記載部分」という。）に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限ることができる。

3 前項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該秘匿決定に係る秘匿対象者以外の者は、当該秘匿事項記載部分に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができない。

4 第二項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5 裁判所は、第二項の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、電磁的訴訟記録等（電磁的訴訟記録又は第三百三十二条の四第一項の処分申立てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）中当該秘匿事項記載部分につき、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的訴訟記録等から消去する措置その他の当該秘匿事項記載部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができる。

6 前項の規定による電磁的訴訟記録等から消去する措置が講じられた場合において、その後第二項の申立てを却下する裁判が確定したとき、又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときは、裁判所書記官は、当該秘匿事項記載部分をファイルに記録しなければならない。（送達をすべき場所等の調査囑託があつた場合における閲覧等の制限の特則）

第三百三十三条の三 裁判所は、当事者又はその法定代理人に対して送達をするため、その者の住所、居所その他送達をすべき場所についての調査を囑託した場合において、当該囑託に係る調査結果の報告が記載され、又は記録された書面又は電磁的記録が閲覧されることにより、当事者又はその法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが明らかであると認めるときは、決定で、当該書面又は電磁的記録及びこれに基づいてされた送達に関する第百条の書面又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができる者を当該当事者又は当該法定代理人に限ることができる。当事者又はその法定代理人を特定するため、その者の氏名その他当該者を特定するに足りる事項についての調査を囑託した場合についても、同様とする。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による決定があつた場合について準用する。

（秘匿決定の取消し等）

第三百三十三条の四 秘匿決定、第三百三十三条の二第二項の決定又は前条第一項の決定（次項及び第七項において「秘匿決定等」という。）に係る者以外の者は、訴訟記録等の存する裁判所に対し、その要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、その決定の取消しの申立てをすることができる。

2 秘匿決定等に係る者以外の当事者は、秘匿決定等がある場合であっても、自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、訴訟記録等の存する裁判所の許可を得て、第三百三十三条の二第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定により訴訟記録等の閲覧等の請求が制限される部分につきその請求をすることができる。

3 裁判所は、前項の規定による許可の申立てがあつた場合において、その原因となる事実につき疎明があつたときは、これを許可しなければならない。

4 裁判所は、第一項の取消し又は第二項の許可の裁判をするときは、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴か

なければならない。

- 一 秘匿決定又は第百三十三条の二第二項の決定に係る裁判をするとき 当該決定に係る秘匿対象者
- 二 前条の決定に係る裁判をするとき 当該決定に係る当事者又は法定代理人
- 五 第一項の取消しの申立てについての裁判及び第二項の許可の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 六 第一項の取消し及び第二項の許可の裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 七 第二項の許可の裁判があつたときは、その許可の申立てに係る当事者又はその法定代理人、訴訟代理人若しくは補佐人は、正当な理由なく、その許可により得られた情報を、当該手続の追行の目的以外の目的のために利用し、又は秘匿決定等に係る者以外の者に開示してはならない。

○債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 （略）

3 この法律において「債権回収会社」とは、次条の許可を受けた株式会社をいう。

○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

（所掌事務）

第四条 総務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 七 （略）

八 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。

九 九十五 （略）

2 （略）

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 3 4 （略）

○特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「特定債務等の調整」とは、特定債務者及びこれに対して金銭債権を有する者その他の利害関係人の間における金銭債務の内容の変更、担保関係の変更その他の金銭債務に係る利害関係の調整であつて、当該特定債務者の経済的再生に資するためのものをいう。

3 4 （略）

（特定調停手続）

第三条 （略）

2 特定調停手続により調停を行うことを求める旨の申述は、調停の申立ての際にしなければならない。

3 （略）

○民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 再生債務者 経済的に窮境にある債務者であつて、その者について、再生手続開始の申立てがされ、再生手続開始の決定がされ、又は再生計画が遂行されているものをいう。

二 3 四 （略）

（再生債権に基づく強制執行等の包括的禁止命令）

第二十七条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、前条第一項の規定による中止の命令によつては再生手続の目的を十分に達

成することができないおそれがあると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、全ての再生債権者に対し、再生債務者の財産に対する再生債権に基づく強制執行等及び再生債権に基づく外国租税滞納処分の禁止を命ずることができる。ただし、事前に又は同時に、再生債務者の主要な財産に関し第三十条第一項の規定による保全処分をした場合又は第五十四条第一項の規定若しくは第七十九条第一項の規定による処分をした場合に限る。

2 6 (略)

(仮差押え、仮処分その他の保全処分)

第三十条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合には、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、再生債務者の業務及び財産に関し、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2 6 (略)

(監督命令)

第五十四条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、監督委員による監督を命ずる処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の処分(以下「監督命令」という。)をする場合には、当該監督命令において、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ再生債務者がすることができない行為を指定しなければならない。

3 7 (略)

(保全管理命令)

第七十九条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、再生債務者(法人である場合に限る。以下この節において同じ。)の財産の管理又は処分が失当であるとき、その他再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、再生債務者の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。この場合においては、第六十四条第三項の規定を準用する。

2 6 (略)

(再生債権の弁済の禁止)

第八十五条 (略)

2 4 (略)

5 少額の再生債権を早期に弁済することにより再生手続を円滑に進行することができるとき、又は少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生

債務者の事業の継続に著しい支障を来すときは、裁判所は、再生計画認可の決定が確定する前でも、再生債務者等の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる。

6 (略)

(再生計画による権利の変更)

第百五十五条 再生計画による権利の変更の内容は、再生債権者の間では平等でなければならない。ただし、不利益を受ける再生債権者の同意がある場合又は少額の再生債権若しくは第八十四条第二項に掲げる請求権について別段の定めをし、その他これらの者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

2・5 (略)

(再生計画案の提出時期)

第百六十三条 再生債務者等は、債権届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、再生計画案を作成して裁判所に提出しなければならない。

2・3 (略)

○会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2・6 (略)

7 この法律において「更生会社」とは、更生裁判所に更生事件が係属している株式会社であつて、更生手続開始の決定がされたものをいう。

8・11 (略)

12 この法律において「更生債権等」とは、更生債権又は更生担保権をいう。ただし、次章第二節においては、開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものをいう。

13 この法律において「更生債権者等」とは、更生債権者又は更生担保権者をいう。ただし、次章第二節においては、開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となるものをいう。

14・15 (略)

(包括的禁止命令)

第二十五条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、前条第一項第二号若しくは第六号又は第二項の規定による中止の命令によ

つては更生手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、全ての更生債権者等に対し、同条第一項第二号に規定する強制執行等、同条第六号に規定する外国租税滞納処分及び同条第二項に規定する国税滞納処分の禁止を命ずることができる。ただし、事前に又は同時に、開始前会社の主要な財産に関し第二十八条第一項の規定による保全処分をした場合又は第三十条第二項に規定する保全管理命令若しくは第三十五条第二項に規定する監督命令をした場合に限る。

2 6 (略)

(開始前会社の業務及び財産に関する保全処分)

第二十八条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合には、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、開始前会社の財産の処分禁止の仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2 6 (略)

(保全管理命令)

第三十条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、更生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。

2 5 (略)

(監督命令)

第三十五条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあつた場合において、更生手続の目的を達成するため必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、監督委員による監督を命ずることができる。

2 裁判所は、前項の処分（以下「監督命令」という。）をする場合には、当該監督命令において、一人又は数人の監督委員を選任し、かつ、その同意を得なければ開始前会社がすることができない行為を指定しなければならない。

3 6 (略)

(更生債権等の弁済の禁止)

第四十七条 (略)

2 4 (略)

5 少額の更生債権等を早期に弁済することにより更生手続を円滑に進行することができるとき、又は少額の更生債権等を早期に弁済しなければ

更生会社の事業の継続に著しい支障を来すときは、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより、その弁済をすることを許可することができる。

6・7 (略)

(更生計画による権利の変更)

第六百六十八条 次に掲げる種類の権利を有する者についての更生計画の内容は、同一の種類の権利を有する者の間では、それぞれ平等でなければならない。ただし、不利益を受ける者の同意がある場合又は少額の更生債権等若しくは第三百三十六条第二項第一号から第三号までに掲げる請求権について別段の定めをしても衡平を害しない場合その他同一の種類の権利を有する者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

一〇六 (略)

2〇7 (略)

○破産法(平成十六年法律第七十五号) (抄)

(包括的禁止命令)

第二十五条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、前条第一項第一号又は第六号の規定による中止の命令によつては破産手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、全ての債権者に対し、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分(国税滞納処分の例による処分を含む、交付要求を除く。以下同じ。)の禁止を命ずることができる。ただし、事前に又は同時に、債務者の主要な財産に関し第二十八条第一項の規定による保全処分をした場合又は第九十一条第二項に規定する保全管理命令をした場合に限る。

2〇8 (略)

(債務者の財産に関する保全処分)

第二十八条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合には、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、その財産の処分禁止の仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2〇6 (略)

(保全管理命令)

第九十一条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、債務者(法人である場合に限る。以下この節、第四百四十八条第四項及び第

百五十二条第二項において同じ。）の財産の管理及び処分が失当であるとき、その他債務者の財産の確保のために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。

26 (略)

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

第二編 株式会社

第五章 計算等

第二節 会計帳簿等

第三款 連結計算書類

第四百四十四条 会計監査人設置会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る連結計算書類（当該会計監査人設置会社及びその子会社から成る企業集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を作成することができる。

2 連結計算書類は、電磁的記録をもって作成することができる。

3 事業年度の末日において大会社であつて金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、当該事業年度に係る連結計算書類を作成しなければならない。

4 連結計算書類は、法務省令で定めるところにより、監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）及び会計監査人の監査を受けなければならない。

5 会計監査人設置会社が取締役会設置会社である場合には、前項の監査を受けた連結計算書類は、取締役会の承認を受けなければならない。

6 会計監査人設置会社が取締役会設置会社である場合には、取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、前項の承認を受けた連結計算書類を提供しなければならない。

7 次の各号に掲げる会計監査人設置会社においては、取締役は、当該各号に定める連結計算書類を定時株主総会に提出し、又は提供しなければならない。この場合においては、当該各号に定める連結計算書類の内容及び第四項の監査の結果を定時株主総会に報告しなければならない。

一 取締役会設置会社である会計監査人設置会社 第五項の承認を受けた連結計算書類

二 前号に掲げるもの以外の会計監査人設置会社 第四項の監査を受けた連結計算書類

第九章 清算

第二節 特別清算

第七款 清算の監督上必要な処分等

(清算株式会社の財産に関する保全処分)

第五百四十条 (略)

2 裁判所は、特別清算開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、必要があると認めるときは、債権者、清算人、監査役若しくは株主の申立てにより又は職権で、前項の規定による保全処分をすることができる。特別清算開始の申立てを却下する決定に対して第八百九十条第五項の即時抗告がされたときも、同様とする。

3 (略)

第四編 社債

第三章 社債権者集会

(社債権者集会の決議の認可の申立て)

第七百三十二条 社債権者集会の決議があつたときは、招集者は、当該決議があつた日から一週間以内に、裁判所に対し、当該決議の認可の申立てをしなければならない。

(社債権者集会の決議の不認可)

第七百三十三条 裁判所は、次のいずれかに該当する場合には、社債権者集会の決議の認可をすることができない。

一 三 (略)

四 決議が社債権者の一般の利益に反するとき。

第七編 雑則

第三章 非訟

第三節 特別清算の手續に関する特則

第一款 通則

(特別清算事件の管轄)

第八百七十九条 (略)

2 (略)

- 3 前二項の規定の適用については、第三百八条第一項の法務省令で定める株主は、その有する株式について、議決権を有するものとみなす。
- 4 (略)

○非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）（抄）※民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に關する法律（令和五年法律第五十三号）第三百四条の規定による改正後

第二編 非訟事件の手続の通則

第二章 非訟事件に共通する手続

第二節 裁判所職員の除斥及び忌避

（裁判官の除斥）

第十一条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあっては、他の裁判所の囑託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。

一 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が、事件の当事者若しくはその他の裁判を受ける者となるべき者（終局決定（申立てを却下する終局決定を除く。）がされた場合において、その裁判を受ける者となる者をいう。以下同じ。）であるとき、又は事件についてこれらの者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。

二 六 (略)

2 (略)

第四節 参加

（利害関係参加）

第二十一条 (略)

2 4 (略)

5 第一項又は第二項の規定により非訟事件の手続に参加した者（以下「利害関係参加人」という。）は、当事者がすることができる手続行為（非訟事件の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く。）をすることができる。ただし、裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、利害関係参加人が不服申立て又は異議の申立てに關するこの法律の他の規定又は他の法令の規定によりすることができるときに限る。

第五節 手続代理人及び補佐人

(手続代理人の資格)

第二十二條 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ手続代理人となることができない。ただし、第一審裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手続代理人とすることができ。

2 (略)

第七節 非訟事件の審理等

(非電磁的事件記録の閲覧等)

第三十二條 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録(非訟事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。以下この条及び第百十二條第一項において同じ。)の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

2 前項の規定は、非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。第五項において「録音テープ等」という。)に関しては、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3 裁判所は、当事者から前二項の規定による許可の申立てがあつた場合においては、当事者又は第三者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときを除き、これを許可しなければならない。

4 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

5 当事者は、非電磁的事件記録中当該当事者が提出した書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)又は録音テープ等については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製を請求することができる。次条第四項第二号又は第三号に掲げる事項について第四十二條の二において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三條の二第五項の規定によりその内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録する措置を講じた場合の当該書面又は当該記録媒体についても、同様とする。

6 非電磁的事件記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、非電磁的事件記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

7 第三項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

8 前項の規定による即時抗告が非訟事件の手続を不当に遅滞させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その

即時抗告を却下しなければならない。

9 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(電磁的事件記録の閲覧等)

第三十二条の二 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録(非訟事件の記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下この条及び第一百二十二条第一項において同じ。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4 電磁的事件記録中次に掲げる事項に係る部分については、当事者は、前三項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録の閲覧等(第一項の規定による閲覧、第二項の規定による複写及び前項の規定による書面の交付又は電磁的記録の提供をいう。次項において同じ。)を請求することができる。電磁的事件記録中第一号に掲げる事項に係る部分については、裁判を受ける者が当該裁判があつた後に請求する場合も、同様とする。

一 電子裁判書(第五十七条第一項(この法律の他の規定において準用する場合を含む。)に規定する電子裁判書であつて、同条第三項(この法律の他の規定において準用する場合を含む。)の規定によりファイルに記録されたものをいう。)に記録されている事項

二 当該当事者がこの法律その他の法令の規定により最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録した事項

三 当該当事者が提出した書面等又は記録媒体に記載され、又は記録された事項を裁判所書記官が第四十二条第一項において読み替えて準用する民事訴訟法第三百三十二条の十二第一項の規定又は第四十二条第二項において読み替えて準用する同法第三百三十二条の十三の規定によりフ

イルに記録した場合における当該事項

- 5 前条第三項、第四項及び第七項から第九項までの規定は電磁的事件記録の閲覧等の許可の申立てについて、同条第六項の規定は電磁的事件記録の閲覧及び複写について、それぞれ準用する。

(非訟事件に関する事項の証明)

第三十二条の三 当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、非訟事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。裁判を受ける者が当該裁判があつた後に請求する場合も、同様とする。

- 2 利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、前項の規定による請求をすることができる。

- 3 第三十二条第四項の規定は、利害関係を疎明した第三者から前項の規定による許可の申立てがあつた場合について準用する。
(送達及び手続の中止)

第三十八条 送達及び非訟事件の手続の中止については、民事訴訟法第一編第五章第四節及び第三百三十条から第三百三十二条まで(同条第一項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第九条の四第一項中「第三百三十二条の十一第一項各号」とあるのは「非訟事件手続法第四十二条第一項において読み替えて準用する第三百三十二条の十一第一項各号」と、同法第一百三十三条中「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは「裁判を求める事項」と読み替えるものとする。

(検察官の関与)

第四十条 検察官は、非訟事件について意見を述べ、その手続の期日に立ち会うことができる。

- 2 裁判所は、検察官に対し、非訟事件が係属したこと及びその手続の期日を通知するものとする。

第九節 電子情報処理組織による申立て等

第四十二条 非訟事件の手続における申立てその他の申述(次項及び次条において「申立て等」という。)については、民事訴訟法第三百三十二条の十、第三百三十二条の十一及び第三百三十二条の十二(第一項第一号に係る部分を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十二条の十第五項及び第六項並びに第三百三十二条の十二第二項及び第三項中「送達」とあるのは「送達又は送付」と、同法第三百三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書」とあるのは「非訟事件手続法第二十二條第一項ただし書」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と、同法第三百三十二条の十二第一項第三号中「当該申立て等に係る書面等について、当該申立て等」と

もに第三百三十三条の二第二項の申立てがされた」とあるのは「非訟事件手続法第四十二条の二において読み替えて準用する第三百三十三条第一項の決定があった」と、「申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定」とあるのは「決定」と、「同項に規定する秘匿事項記載部分」とあるのは「秘匿事項（同項に規定する申立て等をする者又はその法定代理人の住所等又は氏名等をいう。以下この号において同じ。）又は秘匿事項を推知することができる事項」と読み替えるものとする。

2 非訟事件の手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等（申立て等が書面等により行われたときにおける当該書面等を除く。）又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項のファイルへの記録については、民事訴訟法第三百三十二条の十三（第一号及び第三号に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第四号中「第三百三十三条の三第一項の規定による」とあるのは「非訟事件手続法第四十二条の二において読み替えて準用する第三百三十三条第一項の」と、「当該決定に係る」とあるのは「当該」と、「及び電磁的記録を記録した」とあるのは「又は当該」と、「事項」とあるのは「秘匿事項（同項に規定する申立て等をする者又はその法定代理人の住所等又は氏名等をいう。以下この号において同じ。）又は秘匿事項を推知することができる事項」と読み替えるものとする。

第十節 当事者に対する住所、氏名等の秘匿

第四十二条の二 非訟事件の手続における申立て等については、民事訴訟法第三百三十三条、第三百三十三条の二第一項、第五項及び第六項並びに第三百三十三条の四第一項から第三項まで、第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三百三十三条第一項	当事者	当事者若しくは利害関係参加人（非訟事件手続法第二十一条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第三百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）又はこれらの者以外の裁判を受ける者となるべき者（同法第十一条第一項第一号に規定する裁判を受ける者となるべき者をいう。）
第三百三十三条第二項	次条第二項	次条第五項
第三百三十三条第三項	訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二条の四第一項の処分申立てに係る事件の記録をいう。以下	非訟事件の記録

		この章において同じ。）	
		訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等	非訟事件の記録の閲覧等（非電磁的事件記録（非訟事件手続法第三十二条第一項に規定する非電磁的事件記録をいう。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付若しくは複製又は電磁的事件記録（同法第三十二条の二第一項に規定する電磁的事件記録をいう。次条第五項及び第六項において同じ。）の閲覧若しくは複写若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくは電磁的記録の提供
第百三十三条の二第二項	訴訟記録等の閲覧等	訴訟記録等の閲覧等	非訟事件の記録の閲覧等
第百三十三条の二第五項	第二項の申立て	電磁的訴訟記録等（電磁的訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）中当該秘匿事項記載部分	前条第一項の決定
	を電磁的訴訟記録等	電磁的訴訟記録等	電磁的事件記録中秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記録された部分（以下この条において「秘匿事項記載部分」という。）
第百三十三条の二第六項	電磁的訴訟記録等	電磁的訴訟記録等	を電磁的事件記録
	第二項の申立てを却下する裁判が確定したとき、又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したとき	第二項の申立てを却下する裁判が確定したとき、又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したとき	同項の決定を取り消す裁判が確定したときその他裁判所が当該措置を講ずる必要がなくなったと認めたととき
第百三十三条の四第一項	者は、訴訟記録等	者は、訴訟記録等	当事者又は利害関係参加人は、非訟事件の記録
第百三十三条の四第二項	当事者	当事者	当事者又は利害関係参加人
	訴訟記録等の存する	訴訟記録等の存する	非訟事件の記録の存する

第二百三十三条の四第七項	訴訟記録等の閲覧等	非訟事件の記録の閲覧等 当事者若しくは利害関係参加人
---------------------	------------------	---------------------------------------

第三章 第一審裁判所における非訟事件の手続

第四節 裁判

(終局決定の方式及び電子裁判書)

第五十七条 終局決定は、電子裁判書（最高裁判所規則で定めるところにより、非訟事件における裁判の内容を裁判所が記録した電磁的記録をいう。以下同じ。）を作成してしなければならない。ただし、即時抗告をすることができない決定については、最高裁判所規則で定めるところにより、主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記録した電磁的記録（第三項において「電子裁判書に代わる電磁的記録」という。）を作成し、又は電子調書に主文を記録することをもって、電子裁判書の作成に代えることができる。

2 終局決定の電子裁判書には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 (略)

二 理由の要旨

三・四 (略)

3 裁判所は、第一項の規定により電子裁判書又は電子裁判書に代わる電磁的記録を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これらをファイルに記録しなければならない。

第四章 不服申立て

第一節 終局決定に対する不服申立て

第一款 即時抗告

(原裁判の執行停止)

第七十二条 (略)

2 前項ただし書の規定により担保を立てる場合において、供託をするには、担保を立てるべきことを命じた裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない。

3 民事訴訟法第七十六条、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の担保について準用する。

○行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（抄）

(執行停止)

第二十五条 (略)

2 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置(以下「執行停止」という。)をとることができる。

3 処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることはできない。

4～7 (略)

(処分についての審査請求の認容)

第四十六条 処分(事実上の行為を除く。以下この条及び第四十八条において同じ。)についての審査請求が理由がある場合(前条第三項の規定の適用がある場合を除く。)には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない。

2 前項の規定により法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分の全部又は一部を取り消す場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

一 処分庁の上級行政庁である審査庁 当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。

二 処分庁である審査庁 当該処分をすること。

3・4 (略)

第四十七条 事実上の行為についての審査請求が理由がある場合(第四十五条第三項の規定の適用がある場合を除く。)には、審査庁は、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、次の各号に掲げる審査庁の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁以外の審査庁である場合には、当該事実上の行為を変更すべき旨を命ずることはできない。

一 処分庁以外の審査庁 当該処分庁に対し、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すべき旨を命ずること。

二 処分庁である審査庁 当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すること。
(不作為についての審査請求の裁決)

第四十九条 (略)

2 (略)

3 不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。この場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

- 一 不作為庁の上級行政庁である審査庁 当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。
- 二 不作為庁である審査庁 当該処分をすること。

4・5 (略)

○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）（抄）
（略）

○事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）（抄）
（略）